

# 東北会の活動

令和元・2年度 日本弁理士会東北会 会長 齋藤 昭彦



## 要 約

日本弁理士会東北会（以下、「東北会」）は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の東北6県を対象とする日本弁理士会の地域会であり、令和3年1月現在で89名の会員が所属しています。東北における弁理士の存在感を向上させるため、無料相談会や知的財産セミナーの開催、知財授業等への講師派遣、自治体等との連携を積極的に行っています。また、令和元年度から、会員向け研修の企画と運営を行う研修ワーキンググループを立ち上げ、東北在住の弁理士の資質向上及び会務協力者の増加を図っています。東北会は、東北地域の経済及び産業の発展に資するために、地域に根差した知的財産普及活動を行っています。また、組織の持続可能性を高めるために、中堅・若手の会員を役員・委員会のメンバーとして積極的に勧誘し、組織の活性化を行っています。

## 目次

1. はじめに
2. 東北会の活動
  - (1) 常設知的財産相談室
  - (2) 展示会での無料相談
  - (3) 東北会主催知的財産セミナー
  - (4) 知財授業及び知財セミナーへの講師派遣
  - (5) 自治体等に対する支援
  - (6) 北海道会との合同役員会
  - (7) 会員向け研修
  - (8) 東北会ホームページ
  - (9) with コロナの取り組み
  - (10) 本会からの委任事業
  - (11) 会長職の負担軽減
3. まとめ

## 1. はじめに

東北会は、平成17年12月に設立された東北支部が前身であり、平成31年4月に名称が変更されました。東北会事務所は、宮城県仙台市に置かれており、東北会の役員会や常設知的財産相談室等の開催場所となっています。会員によっては、自宅や職場から東北会事務所までの移動時間が片道3時間近くとなるため、頻繁に会合等を行うことは出来ません。また、東北会に主たる事務所を有する会員数は58名（令和3年1月現在）であることから、マンパワーは十分とは言えま

せん。こうした制約の中で、東北会が近年行ってきた活動についてご紹介致します。

## 2. 東北会の活動

東日本大震災（2011年3月11日）から9年が経過し（原稿執筆時）、東北の被災地において復興に向けた企業活動が活発化してきており、企業経営に資する知財の活用に関心が高まっております。このような状況の中で、東北会では、無料相談会、知的財産セミナーの開催や講師派遣、自治体等との連携を積極的に行い、地域に根差した知的財産普及活動を行っています。令和元年度からは、会員向け研修の企画と運営を行う研修ワーキンググループを立ち上げ、東北在住の弁理士の資質向上及び会務協力者の増加を図っています。令和2年度は新型コロナウイルスの影響によって多大な制約を受けることになりましたが、会員の安全と健康を第一に考え、with コロナの取り組みを行っています。

### (1) 常設知的財産相談室

宮城県仙台市にある東北会事務所において、毎週火曜日に常設知的財産相談室を開催しています。常設知的財産相談室は、全ての地域会において実施されており、知的財産に関する相談に無料で応じています。相談員は、東北地域に主たる事務所を置く会員だけな

く、従たる事務所のみを置く会員も担当しております。他団体による類似の取り組みとして、現在、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が各都道府県に知的財産総合支援窓口を設置しており、弁理士も配置専門家として相談を担当しています。仙台市においても宮城県知的財産総合支援窓口が置かれており、競合の懸念もありますが、相談者にとっては、知的財産に関する多様な相談窓口が存在することによって、利便性が向上するものと考えています。

課題としては、相談者が実質的に仙台圏に限られ、他地域の方々が利用し難い状況となっていることです。この課題は、平成26年度から認識されていましたが<sup>(1)</sup>、未だに解決できていません。

令和2年度上半期はコロナ禍のために中断を余儀なくされましたが、相談担当の会員の意向を確認し、感染拡大防止対策を講じた上で、10月20日から再開しています。再開にあたり、これまでの対面相談や電話相談だけでなく、遠隔会議システム「Zoom」（以下、「Zoom」）を用いたWeb相談も試験的に開始しています。

## （2） 展示会での無料相談

平成28年度から、中小企業を対象とする展示会に出展し、無料相談を実施しています。令和元年度は、青森県の「あおもり産学官金連携 Day2019 技術マッチング展示会」、宮城県の「ビジネスマッチ東北2019」、福島県の「ふくしま再生可能エネルギー産業フェア2019（REIF ふくしま2019）」に出展しました。展示会への出展は、東北会のPRを目的としており、東北会の名称変更を機に製作した付箋を配布したり、のぼり旗やパネルを展示したりしています。無料相談に訪れる相談者が多く、弁理士に対する相談ニーズの高まりを感じています。

令和2年度はコロナ禍のために出展を取り止めたが、令和3年度は青森県及び宮城県での出展を予定しています。

## （3） 東北会主催知的財産セミナー

平成29年度及び30年度には、全国的に知財広め隊の知財セミナーが実施されました。東北でも、全ての県において合計8回実施されました。知財広め隊の知財セミナーは、地元の弁理士と中小企業経営者との交流を目的としており、知財を普及したい弁理士にとっ



ビジネスマッチ東北2019の展示の様子

ても、弁理士と接点を持ちたい中小企業経営者にとっても、双方にメリットが大きいものでした。そこで、令和元年度には、岩手県において、知財広め隊の趣旨を継承した東北会主催知的財産セミナーを開催しました。セミナー当日は、岩手県の弁理士と中小企業経営者が1名ずつ講演し、知財戦略や知財活用例を紹介するとともに、岩手県や隣接県に事務所を置く弁理士8名と中小企業経営者との懇談会を行いました。

令和2年度はコロナ禍のために開催を取り止めたが、令和3年度は岩手県での開催を予定しています。

## （4） 知財授業及び知財セミナーへの講師派遣

東北会では、教育機関や公的機関等からの要請を受け、児童・生徒向けの知財授業や、中小企業経営者向けの知財セミナー等に弁理士を講師として派遣しています。講師派遣の要請回数は年々増加傾向であり、令和元年度は、知的財産支援センター事業の高専・発明クラブへの講師派遣を含めると、知財授業に5回、知財セミナーに6回、合計11回の講師派遣を行っています。

令和2年度はコロナ禍のために講師派遣の要請が減少しましたが、自治体との知財支援協定に基づく知財セミナーや、知的財産支援センター事業の高専・発明クラブに対する知財授業などの講師派遣を継続して行っています。

従来、小学生を対象とする知財授業については、東北会内に講師のなり手が少ないと感じていました。そのような状況の中、令和元年度の発明クラブに対する知財授業では、知的財産支援センターの支援センター員が正講師を務めて頂き、東北会に対しては見学者や補助講師を募集して頂き、東北会内の人材育成を支援して頂きました。そのおかげで、令和2年度は、3回

の知財授業に対して2名ずつ、合計6名について全て東北会の会員を派遣することができました。

前述の通り、東北会のマンパワーは十分とは言えませんが、役員だけでなく、新規の会員、大学に籍を置く会員、東北に従たる事務所のみを有する会員等の積極的なご協力もあり、ほとんどの要請に対して東北会の会員を講師として派遣できています。

### (5) 自治体等に対する支援

東北会管内では、令和3年1月現在、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び福島県郡山市が、日本弁理士会と知財支援協定を締結し、東北会と協定に基づく覚書を交わしています。具体的な事業としては、中小企業を対象とする知的財産セミナーや、児童・学生を対象とする知財授業がほとんどです。令和3年3月には、福島県福島市及び福島県白河市が、日本弁理士会と協定を締結し、東北会も覚書を交わす予定です。

令和2年度までは、知的財産支援センターに各自治体の相談受付やサポート等を行って頂きました。知的財産支援センターでは、今後更なる支援及び地方自治体との結びつきを強化していくにあたり、各地域会を主体とし本事業を進めていくことが重要との判断がなされました。そこで、令和3年度からは、福島県内の自治体を除き、東北会が主体となり、協定に基づく事業を行っていく予定です。福島県内の自治体については、自治体数が多く、支援内容も高度なものが多いことから、本会にサポート体制を構築して頂く予定です。

また、東北6県及び福島県郡山市の発明くふう展において、審査員や表彰状授与者の派遣を行っています。特に、福島県郡山市の発明くふう展では、東北会会長名義の褒賞として賞状と盾を授与しています。

### (6) 北海道会との合同役員会

昭和55年、福島県の本名昭会員の声かけにより、北海道と東北の会員が宮城県仙台市に集まり、懇談会が開催されました。その後、それぞれが支部化される平成17年まで、東北・北海道弁理士懇談会、東北・北海道地方委員会、東北・北海道委員会、東北・北海道部会と名称を変更しながら、地域特有の課題を解決するために会合を重ねて参りました。このような歴史的経緯から、支部化された後も、毎年1回、北海道会との合同役員会が開催されています。開催場所は、北海道と東北を交互に持ち回りで決められ、令和元年度

は秋田県秋田市にて開催されました。

令和2年度はコロナ禍のために開催を取り止めたましたが、令和3年度は北海道小樽市にて開催される予定です。今後は、地域会の独立性が求められていることから、他地域会との情報共有を強化し、他地域会の良い部分を取り入れて、効率的な運営を図っていく必要があると感じています。

### (7) 会員向け研修

#### 1) 研修ワーキンググループの立ち上げ

東北会では、継続研修の単位が認定される研修として、例年、東北会主催の研修会を年2回、研修所主催の地域研修を年1回、宮城県仙台市にて集合形式で開催しています。東北在住の会員は、距離的な問題から、東京で開催される研修に参加することが困難なため、これらの研修は、東北在住の会員にとって集合形式で受講できる貴重な機会となっています。そこで、令和元年度から、東北会の役員会の附属機関として、会員向け研修の企画運営を行う研修ワーキンググループを立ち上げ、座学研修の質を向上させることとしました。また、研修は、役員以外の会員も出席し、会員同士が交流し易い機会となっています。そこで、研修と同日に情報交換会を開催し、会務協力者の増加に繋げることにしました。

#### 2) 秋田県秋田市で開催された座学研修と工場見学

昨今、政府の地方創生政策によって、地方の中小企業が注目されています。そこで、令和元年度には、地方の中小企業の経営者を講師に招き、都市部の会員の皆様にも現地で研修を受講頂ける機会を設けるべく、本会研修所と協力して、秋田県秋田市で座学研修を開催しました。また、座学研修だけでなく、工場見学も行いました。

座学研修では、清酒「太平山」や「天巧」等で知られる小玉醸造株式会社（以下、「小玉醸造」）の社長であり、当時秋田県酒造組合の会長でもあった小玉真一郎氏から、秋田における日本酒の醸造技術をご紹介頂きました。また、研修後の懇親会では、小玉醸造の小玉康明常務とともに、秋田の郷土料理と小玉醸造の日本酒を堪能しながら、会員同士の交流を図りました。更に、翌日には、希望者から参加費を徴収して貸切バスを手配し、小玉醸造の蔵を見学しました。蔵に到着すると、日本酒や味噌の製造方法について、小玉真一郎氏から直接レクチャーを受けました。

本研修は、前述の北海道会との合同役員会と同日に開催し、北海道会の役員の皆様にもご出席頂きました。また、本会研修所のご協力により、全国の会員に本研修の周知を行い、本会の会長、副会長がご出席された地域会会長会議でも本研修を紹介させて頂きました。その結果、本会副会長3名、研修所所長、北海道会会員8名、東北会会員17名、その他会員12名の合計41名に及ぶ多数の会員にご出席頂きました。秋田県に主たる事務所を有する当時の会員数は7名程であり、41名もの弁理士が秋田に集うことは今までに無かったと思います。

本研修は、研修所や北海道会のご理解、ご協力と、東北会の役員や研修ワーキンググループのメンバーによる献身的な運営のおかげで実現することが出来ました。この場をお借りして改めてお礼申し上げます。



令和元年度 秋田県秋田市での座学研修の様子

### 3) 研修ワーキンググループの成果

東北会において開催される研修のテーマは、平成30年度までは東北会の役員会にて決定していました。役員会では、多くの議題の中の1つとして議論するため、テーマの内容を十分に精査する時間はありませんでした。そこで、令和元年度は、一般の会員に対してアンケートを取るとともに、研修ワーキンググループで内容を精査し、テーマの候補を役員会に提案する形式としました。これによって、令和2年度のテーマと講師は、「ベンチャー支援の実際と知財の関わり」（講師：ベンチャー支援企業の役員）、「欧州特許、欧州商標及び英国の欧州連合離脱の影響」（講師：ドイツ在住の長谷川寛欧州弁理士）、「独占禁止法と知的財産」（講師：公正取引委員会東北事務所に派遣要請）といった、これまでに無いバラエティ豊かなものとなりました。

また、令和元年度から、研修ワーキンググループが研修の運営を行うことになると、表1に示す通り、研修の出席者が増加しました。これに伴い、懇親会の出席者も増加したことで、会務協力について直接的な声かけが可能となり、会務協力者も増加しています。特に、令和2年度からは、東北に従たる事務所のみを有する会員が研修ワーキンググループのメンバーになって頂くことができました。尚、研修ワーキンググループのメンバーには、会員向け研修以外にも、様々な東北会の会務にご協力頂いております。

表1：研修出席者の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
東北会主催研修①	11名	21名	24名
東北会主催研修②	21名	17名	23名
地域研修	20名	14名	41名

### 4) 令和2年度の取り組み

令和2年度は、コロナ禍のために3回の研修を全て取り止めました。その一方で、ドイツ在住の長谷川寛欧州弁理士のご協力により、Zoomを用いたWeb勉強会を8月に開催致しました。義務研修の単位は認定されませんが、従来と同程度の19名の会員が出席しました。Zoomを用いたWeb勉強会の開催は、全国的にもさきがけ的な取り組みであったため、オブザーバーとして研修所のメンバーも出席されました。このWeb勉強会では、特段のトラブルも無く、多くの質問も出て、非常に好評でした。

令和3年度からは、Web形式による研修も義務研修の単位が認定されることになるとのことですので、地方の会員にとってはより多くの研修受講機会が得られるものと期待しております。

### 5) 研修ワーキンググループから研修委員会への移行

前述の通り、研修ワーキンググループの立ち上げによって多くの成果が得られましたので、令和3年度からは研修委員会として委員会化する予定です。研修委員会のメンバーには、東北在住の弁理士の資質向上のため、従来の集合形式の研修に加えて、Web形式による勉強会等についても、積極的に開催してくれることを期待しております。

## (8) 東北会ホームページ

東北会のホームページは、東北支部時代の平成20

年7月に開設されました<sup>(2)</sup>。トップページには、東北の弁理士を検索する機能を設け、東北会の会員の希望者について、顔写真、一言メッセージ、事務所のURL等を掲載しています。依頼者は、地元の弁理士をすぐに見つけることができ、顔写真を確認して安心して相談することができます。

また、同じくトップページに、(動画1)「弁理士」と「知的財産」、(動画2)「弁理士業務」と「支部活動」、というタイトルの2つの動画を掲載しています。これらの動画は、広報活動の一環として作成されたものです。前者は、平成26年11月にケーブルテレビ山形にて放送された番組の映像について許諾を受け、YouTubeにて公開したものです。後者は、「仙台経済圏」という雑誌に広告を掲載した縁で、平成28年12月に取材を受ける形でプロモーションビデオを製作してもらい、YouTubeにて公開したものです。

更に、平成31年4月に東北会へと名称を変更したことを機に、令和2年2月に沿革のページを新設し、歴代の委員長、部会長、支部長及び会長の名前を掲載しています。



東北会ホームページのトップページ



東北会ホームページの弁理士紹介ページ

## (9) with コロナの取り組み

令和2年度の東北会の会務運営にあたり、会長である私は、「東北会の会務活動が有志のボランティアによって成り立っている以上、新型コロナウイルスの感染リスクを最大限回避するべき」という考えを持っていました。役員会では、私の考えについてご理解頂きながら、前述の通り、多くの事業の取り止めを決定致しました。東北会の役員会及び総会の開催形式についても、これまでは宮城県仙台市にて集合形式で行って参りましたが、令和2年度は4月からZoomを用いたWeb会議形式で開催致しました。

令和2年度下半期に入ると、感染防止対策の方法が確立され、感染リスクを最小限に抑えることが可能になりましたので、常設知的財産相談室を再開するとともに、12月の役員会や臨時総会も、集合形式とWeb会議形式を組み合わせたハイブリット形式で開催致しました。

令和3年度は、感染状況を考慮しながら、Web会議形式、集合形式及びハイブリット形式を選択的に開催していく計画となっています。

## (10) 本会からの委任事業

令和2年度の本会からの会則第106条第2号に基づく東北会への事務の委任の内容は、以下の通りです。

- 1 本会が開催する当該地域会内における行事への協力
- 2 地域会会員の慶弔に関する本会への連絡
- 3 地域会会員が死亡した場合、残務整理に関する遺族からの相談の対応並びに前記相談に基づく残務整理の終結の確認及び執行役員会への報告
- 4 研修所が実施する研修への協力
- 5 知的財産支援センター、知的財産経営センター、広報センター、防災会議及び地域知財活性化本部の当該地域会内における活動への協力
- 6 当該地域会内における地域窓口責任者の選任
- 7 本会が行う地域会間協力体制への協力
- 8 知財総合支援窓口事業への協力
- 9 弁理士絆プロジェクト事業への協力
- 10 巡回特許庁事業への協力
- 11 新輸出大国コンソーシアム事業への協力
- 12 海外団体等からの訪問、視察要望への協力
- 13 会員の広告及び宣伝に関する指導
- 14 当該地域会内における弁理士法違反者の情報

提供

15 日本知的財産仲裁センター東北支所の運営に対する支援及び協力

16 東北会事務所の管理運営及び東北会事務所職員の服務管理

17 その他執行役員会が必要と認めた事項

弁理士絆プロジェクト事業では、令和元年度に岩手県の花巻信用金庫に対して職員向けセミナーを開催致しました。

巡回特許庁事業では、平成30年度から令和2年度までの巡回特許庁の一つのセッションとして、以下のイベントを開催致しました。

平成30年度：青森県 ワークショップ形式「知財広め隊セミナー」～あなたの会社やお店に眠る知的財産の見つけ方～

令和元年度：山形県 ワークショップ形式「あなたの会社やお店に眠る知的財産の見つけ方」～弁理士と一緒に考えてみよう～

令和2年度：秋田県 パネルディスカッション形式「デザインと知財を活かす経営～ヤマモ味噌醤油醸造元／高茂合名会社の取り組みの実際～」

#### (11) 会長職の負担軽減

地域会の会長職は、ボランティアであるにも関わらず、時には本業にも支障がある程の膨大な業務量があります。今後更に負担が増大すると、会長職のなり手がなくなってしまう可能性があります。そこで、会長職の負担軽減策として、(対策1)副会長や幹事に負荷を分散すること、(対策2)実質的な会長任期を2年から1年に変更すること、を実行致しました。

(対策1)は従来も行われていましたが、令和元・2年度は役割分担表を作成し、副会長・幹事に更に多くの業務を担当して頂きました。

また、令和元年度の候補者指名委員会(=東北会の役員候補者を指名する委員会)にて、令和3年度か

ら、実質的な会長任期を2年から1年に変更することを決定しました。任期が1年になることによって、本業に影響を与える期間を短縮できます。更に、会長経験者が1年ごとに増えていき、多くの会長経験者が会長を適切にサポートすることによって、会長の負担が軽減されることを期待しております。

### 3. まとめ

このように、東北会では、地域に根差した知的財産普及活動を継続しながら、組織の持続可能性を高める取り組みを行って参りました。しかしながら、東北全体における知的財産普及活動の促進という未解決の課題があるとともに、地域会の独立性を高めるといった新たな課題も出てきております。ボランティアの範囲を超えないことを前提として、これらの課題を解決するべく取り組んで参りたいと思います。

令和3年度は、東日本大震災から10年という節目の年であるとともに、コロナ禍からの経済的な回復を本格化させる年になるものと思います。震災とコロナ禍からの復興を実現するため、これからも地域に密着した知的財産普及活動を継続し、東北地域の経済の発展に貢献して参ります。

最後になりますが、東北支部設立から継続して、一人で運営事務をご担当頂いている東北会の事務局職員に心より感謝申し上げます。

#### (注・参考文献)

- (1)平成25・26年度日本弁理士会東北支部長 松枝 浩一郎, パテント vol.68, No.6, 2015年6月発行「特集《支部と地域知財》 東北支部と東北地域の知財について 2. 東北支部の知財支援活動 (1) 東北支部室での無料知財相談会」参照
- (2)平成19・20年度日本弁理士会東北支部長 熊谷 繁, パテント vol.62, No.2, 2009年2月発行「特集《支部の活動紹介(前編)》 東北支部の活動紹介記事 3. 知財活動の活発化 (4) 東北支部のウェブサイト」参照

(原稿受領 2021.1.8)